

日 時	令和3年11月4日(木) 10:00~10:30 第11回経営会議
出席者	平原副市長、小林副市長、城副市長、技監、政策局長、総務局長、財政局長、政策調整担当理事、温暖化対策統括本部長、市民局長、鶴見区長
欠席者	林副市長
議 題	1 新たな児童相談所の設置について【こども青少年局】
議 事 要 旨	<p>【論点】</p> <p>「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布により、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準（令和5年4月1日施行）が設けられることを受け、</p> <p>① 本市における管轄区域の見直し案の方向性を確認するとともに、</p> <p>② 新たに（仮称）横浜市東部児童相談所を設置する。</p> <p>これにより、児童虐待相談体制の強化を図る。</p> <p>【説明要旨】</p> <p>1 現状の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待相談対応件数は年々増加し、令和2年度には12,000件超と平成28年度の2倍、要保護児童数も約1.1倍に増加。初期対応や継続支援における十分な検討や所長による迅速な意思決定が困難となり、子どもの命を守る児童相談所業務に重大な支障をきたす恐れがある。 ・一時保護件数も増加傾向にあり、令和2年度には平成28年度の約1.3倍、平均入所児童数は定員161人を超過する173.8人と慢性的な定員超過状態。会議室の居室化や個室の二人部屋化等、暫定的な対応で対処しているが、子どもの安心・安全、権利擁護の観点からも早急な改善が求められる。 <p>2 方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、児童相談所の管轄人口を「基本としておおむね50万人以下」とする基準が示されたことを受け、児童相談所の管轄区域を見直す。 ・児童虐待相談対応件数等が他地域に比べ多い東部方面（鶴見区・神奈川区）において児童相談所の新規設置に着手。相談部門と保護所（20人定員）との一体型の（仮称）横浜市東部児童相談所の令和8年度開業に向け、令和4年度から基本設計等を実施。開業までの対応として、中央児童相談所のサテライトを設置する。 ・将来的な管轄区域数については、基準に基づき、最大7区域の範囲内で、今後の社会情勢や人口動態等を踏まえながら検討を進める。 <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基準に基づき新たな児童相談所を設置する場合は、管轄区域の見直しのため、組織機構の設置を除いては、増員によらない効率的な執行体制と

すること。

- ・ 今後、本市全体で直営施設の民間活用の検討等を進める必要があるため、特に一時保護所の運営手法については、民間活用を積極的に検討し、関係局と調整を行うこと。
- ・ 平成 28 年度から令和 2 年度の間には児童虐待相談対応件数が倍増しており、児童相談所だけでなく区の対応件数も増加。区役所にこども家庭総合支援拠点が設置されるなど、今後さらに対応件数が増加すると考えられるため、児童相談所の機能強化は必要。緊急対応を可能にするためにも、身近に児童相談所がある必要性は高い。
- ・ 財源として、一時保護所の整備のみではなく、児童相談所本体や運営費も国庫補助の対象となるよう、国への予算要望等の対応をすること。
- ・ 人材確保・育成などの対応も踏まえ、6・7 区域での児相設置にかかるスケジュール等については引き続き検討が必要。
- ・ (仮称) 横浜市東部児童相談所について、サテライトでの対応や、人材確保の課題もあるとは思いますが関係局とも連携しできる限り早く開設できると良い。
- ・ 設置候補地については、地元との調整を丁寧に行うこと。

【結論】

論点②(仮称)横浜市東部児童相談所の設置については、局案の方向性について了承。

論点①管轄区域の見直し案の方向性(最大7区域)については引き続き検討。